

新 旧 対 照 表

(注) 下線部は変更点を示す。

改定後	改定前
e-Tax の開始(変更等)届出書作成・提出コーナーの利用規約 <u>国税庁は、コーナー利用者に国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー（以下「当コーナー」といいます。）を利用いただくに当たって、下記のとおり当コーナーの利用規約を定めます。本利用規約は、当コーナーを利用して e-Tax の開始届出手続又は変更届出手続（以下「開始届出手続等」といいます。）を行っていただくための利用条件等を定めるものであり、当コーナーを利用する方に適用されるものです。</u> 記 第1条～第2条 省略 （コーナー利用者の責任） 第3条 コーナー利用者は、<u>自らの責任により</u>当コーナーを利用し、当コーナーの利用に伴って生ずる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含みます。）を管理するものとします。 2 省略 （著作権等） 第4条 国税庁がコーナー利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約を含みます。以下同じ。）に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に定める「知的財産権」をいいます。）は、国税庁に帰属し、<u>コーナー利用者に移転又は帰属しません。</u> 2 コーナー利用者は、当コーナーの利用に際し、国税庁がコーナー利用者に提	e-Tax の開始(変更等)届出書作成・提出コーナーの利用規約 国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー（以下「当コーナー」といいます。）を利用して、<u>e-Tax の開始届出手続又は変更届出手続（以下「開始届出手続等」といいます。）を行うためには、下記の利用規約のすべての条項に同意いただくことが必要</u>です。 <u>e-Tax の開始(変更等)届出書作成・提出コーナーを利用された方は、利用規約に同意したものとみなされます。</u> 記 第1条～第2条 同左 （コーナー利用者の責任） 第3条 コーナー利用者は、<u>自己の責任と判断に基づき</u>当コーナーを利用し、当コーナーの利用に伴って生じる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含みます。）を管理するものとし、<u>国税庁に対しいかなる責任も負担させないものとします。</u> 2 同左 （著作権等） 第4条 国税庁がコーナー利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約を含みます。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、<u>国税庁に帰属します。</u> 2 コーナー利用者は、当コーナーの利用に際し、国税庁がコーナー利用者に提

改定後	改定前
供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。 一、二 省略 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。 四 国税庁又は国税庁が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除し、又は変更しないこと。 第5条～第7条 省略 (コーナー利用者の設備等) 第8条 コーナー利用者は、当コーナーを利用するために必要な<u>全ての機器</u>(ソフトウェア及び通信手段に係る<u>全てのもの</u>を含みます。<u>以下同じ。</u>)を自己の負担において準備するものとします。<u>また、機器の準備に必要な手続は</u>、コーナー利用者が自己の責任で行うものとします。 2 省略 (免責事項) 第9条 当コーナーの利用に<u>当たり、コーナー利用者本人又は第三者が被った損害について、国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、</u>国税庁は責任を負わないものとします。 削除 (利用規約の改正) 第10条 国税庁は、<u>利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合し、又は、本利用規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、</u>いつでも本利用規約を改正することができるものとします。 2 国税庁は、本利用規約の改正を行おうとするときは、<u>緊急の場合を除き、改正の効力発生日の7日前までに e-Tax ホームページにおいて本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公</u>	供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。 一、二 同左 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと。 四 国税庁又は国税庁が指定する者が表示した著作権表示<u>又は</u>商標表示を削除又は変更しないこと。 第5条～第7条 同左 (コーナー利用者の設備等) 第8条 コーナー利用者は、当コーナーを利用するために必要な<u>すべての機器</u>(ソフトウェア及び通信手段に係る<u>すべてのもの</u>を含みます。)を自己の負担において準備するものとします。<u>その際、必要な手続は</u>、コーナー利用者が自己の責任で行うものとします。 2 同左 (免責事項) 第9条 <u>国税庁は、当コーナーの利用により</u>コーナー利用者又は<u>他の</u>第三者が被った損害について<u>一切の責任を負わないものとします。</u> 2 <u>国税庁は、当コーナーの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生したコーナー利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。</u> (利用規約の改正) 第10条 国税庁は、<u>必要があると認めるときは、</u><u>コーナー利用者に対し事前に通知を行うことなく、</u>いつでも本利用規約を改正することができるものとします。 2 国税庁は、本利用規約の改正を行<u>った場合には、</u><u>遅滞なく</u> e-Tax ホームページに掲載し公表するものとします。

改定後	改定前
表するものとします。 3 <u>本利用規約の改正後に</u>、コーナー利用者が当コーナーを利用するときは、コーナー利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。 (準拠法及び合意管轄裁判所) 第 11 条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。 2 当コーナーの利用に関連して国税庁とコーナー利用者間に生ずる<u>全ての</u>訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。 附則 省略 <u>附則 (一部改定)</u> <u>本利用規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。</u>	3 <u>前項の公表後に</u>、コーナー利用者が当コーナーを利用するときは、コーナー利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。 (準拠法及び合意管轄裁判所) 第 11 条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。 2 当コーナーの利用に関連して国税庁とコーナー利用者間に生ずる<u>すべての</u>訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。 附則 同左 <u>新設</u>